

中小企業政策審議会 官公需小委員会 第5回議事要旨

日 時：平成30年5月23日（水）14：00～16：00

場 所：経済産業省別館 1031 供用会議室

出席委員：田辺委員長、小野委員、片岡委員、鈴木委員、高橋委員、堤委員、
山本委員、吉永委員、渡辺委員

議 題：

1. 報告事項

- (1) 「平成29年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の概要について
- (2) 官公需における厚生労働省所管法人の契約実績額の誤りについて
- (3) 下請等中小企業の取引改善への取組について
- (4) 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（案）について

2. 審議事項

「平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に新たに盛り込む措置事項（案）について

議事概要

■ 報告事項について

田辺委員長の進行のもと議事に入り、事務局より報告事項について説明、委員からの主な発言は次のとおり。

- 官公需発注の平準化は改善の兆しが今でも全く見られない。地方企業は人手不足から社員の負担も多大であり、実効性のある形で実行して欲しい。
- 中小企業施策は小規模事業者と中小企業をいつも一括りにする印象がある。多様な働き方が出てきた昨今、もう一段きめ細やかな配慮が必要ではないか。
- 知的財産権の財産的価値に対する配慮について、都道府県や市町村単位の現場レベルではガイドライン・事例みたいなものがあると良いのではないか。

■ 審議事項について

事務局より「平成30年度中小企業者に関する国等の契約に新たに盛り込む措置事項（案）」について説明。委員からの発言は次のとおり。

- 官公需の工事は補助金によって工期が3月末に集中しているという面があり、発注者側の更なる検討が必要である。毎年度の国等の官公需実績を基に発注の平準化が検討できるのではないか。

- 官公需発注の平準化は確かに重要であるが、発注者側の人手不足により早期発注が行えていない。
- 官公需発注に起因する長時間労働の理由は、仕様が非常に曖昧であることや、発注側担当者が変わると後任者に十分な引継が行われず、報告書や提出すべきエビデンスの一貫性がないこと。また、同じ内容の発注でも発注元によって提出書類等が異なる。
- 仕様書では明確に期限が区切られているにもかかわらず、発注者側で迅速な判断が行えない。
- 官公需適格組合については発注者側の認識が足りていない。制度の周知と活用を徹底して頂きたい。
- 新規中小企業者の官公需受注を増やしていくことと同時に新規中小企業者をコンスタントにつくっていくことも必要である。また、創業時や創業間もないタイミングで官公需情報ポータル存在は有益。周知する機会を増やしては如何か。
- 基本方針において災害復興支援等のCSR活動を行っている地元中小企業団体等を評価する文言を加えることも検討しては如何か。
- 少額随契の限度額が30年前から変わっていない。他方、官公需の実績額は4・5倍と増大している。働き方改革の観点からも、この限度額の見直しを検討してはどうか。

上記意見等について、委員と事務局との意見交換を行った。

田辺委員長より「国等の契約の基本方針」の策定に当たり、本日の意見を踏まえて検討して頂きたい旨の発言があり閉会した。